

9 / 26 (火) の行事

報道発表資料の配付日時 9月21日(木) 10時00分

発表項目 (行事名)	令和5年度(2023年度)第1回上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>上川中部地域における保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、第1回上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議を次のとおり開催します。</p> <p>1 日時 令和5年(2023年)9月26日(火) 18:30~20:00</p> <p>2 場所 上川総合振興局 3階講堂</p> <p>3 出席者(予定) (委員所属団体) 旭川市社会福祉協議会等保健医療福祉サービス受益団体、郡市医師会等サービス提供団体、旭川市ほか上川中部9町、学識経験者 ほか 委員総数 27名</p> <p>(事務局) 道:保健環境部長、保健行政室長、企画総務課長、健康推進課長 ほか</p> <p>4 主な議題 (1)次期「北海道医療計画」について (2)「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」について (3)次期「北海道感染症予防計画」について (4)上川中部地域推進方針の進捗状況について</p>		
参考	「上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱」は、別添のとおりです。		

報道(取材)に当たってのお願い	資料については、当日、会場で配布します。積極的な報道をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当(連絡先)	北海道上川総合振興局保健環境部保健行政室(北海道上川保健所) 企画総務課(担当者:企画総務課長 中原 裕志) TEL ダイヤルイン 0166-46-5139 内線 3600		
---------	---	--	--

上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱

(設置)

第1条 上川中部地域における保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携推進会議は、次の事項について取り組むものとする。

- (1) 上川中部地域の保健医療福祉に関すること。
- (2) その他、連携推進会議の目的達成のため必要と認められる事項

(組織)

第3条 連携推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから北海道上川総合振興局長が委嘱する。

- (1) 保健医療福祉サービスの受益者
- (2) 保健医療福祉サービスの提供者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他必要と認められる者

2 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 連携推進会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、議事及びその他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が委員から指名する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、次条により設置された専門部会委員を含めた連携推進会議を開催できる。
- 3 会長が必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第6条 連携推進会議は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、専門部会構成委員をもって組織する。

(事務局)

第7条 事務局は、北海道上川総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項は、委員と協議のうえ定める。

附則

- 1 この要綱は、平成20年6月5日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、設置時における委員の任期は平成22年3月31日までとする。

附則

- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年6月28日から施行する。
- この要綱は、平成29年10月1日から施行する。